

介護予防通所リハビリテーション 利用料金表

介護予防通所リハビリテーション利用料（1割負担） (単位；円)

利用料項目	要支援 1	要支援 2
介護サービス費	1,721	3,634
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ※1	72	144
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) ※2	330	330
1月当たりの負担額	2,123	4,108
食材費	1食 556	1食 556
運動機能向上加算 ※3	225	225
栄養改善加算 ※4	150	150
口腔機能向上加算 ※5	150	150
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) ※6	480	480
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) ※7	700	700
若年性認知症利用者受入加算 ※8	240	240
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※9	介護サービス費の合計の1,000分の47	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※10	介護サービス費の合計の1,000分の20	

※食材費以外は全て月単位の料金

介護予防通所リハビリテーション利用料（2割負担） (単位；円)

利用料項目	要支援 1	要支援 2
介護サービス費	3,442	7,268
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ※1	144	288
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) ※2	660	660
1月当たりの負担額	4,246	8,216
食材費	1食 556	1食 556
運動機能向上加算 ※3	450	450
栄養改善加算 ※4	300	300
口腔機能向上加算 ※5	300	300
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) ※6	960	960
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) ※7	1,400	1,400
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※9	介護サービス費の合計の1,000分の47	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※10	介護サービス費の合計の1,000分の20	

※食材費以外は全て月単位の料金

介護予防通所リハビリテーション利用料（3割負担） (単位；円)

利用料項目	要支援 1	要支援 2
介護サービス費	5,163	10,902
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ※1	216	432
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) ※2	990	990
1月当たりの負担額	6,369	12,324
食材費	1食 556	1食 556
運動機能向上加算 ※3	675	675
栄養改善加算 ※4	450	450
口腔機能向上加算 ※5	450	450
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) ※6	1,440	1,440
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) ※7	2,100	2,100
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※9	介護サービス費の合計の1,000分の47	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※10	介護サービス費の合計の1,000分の20	

※食材費以外は全て月単位の料金

その他の料金

(単位 ; 円)

おむつ代	実費相当額
------	-------

【利用料金項目※1～10の内約】

- ※1 施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に算定します。
- ※2 介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。
- ※3 利用者の運動器の機能向上を目的として、運動器機能向上サービスを行った場合に算定します。
- ※4 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合に算定します。
- ※5 口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能向上サービスを行った場合に算定します。
- ※6 「運動機能向上サービス」「栄養改善サービス」「口腔機能向上サービス」のうち、2種類のサービスを実施し、いずれかのサービスを週1回以上、1月に2回以上行っている場合に算定します。その場合「運動機能向上加算」「栄養改善加算」「口腔機能向上加算」は算定しません。
- ※7 「運動機能向上サービス」「栄養改善サービス」「口腔機能向上サービス」のうち、3種類のサービスを実施し、いずれかのサービスを週1回以上、1月に2回以上行っている場合に算定します。その場合「運動機能向上加算」「栄養改善加算」「口腔機能向上加算」は算定しません。
- ※8 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。
- ※9 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、利用者に対しサービスを行った場合、介護サービス費の合計の1000分の47に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、加算されます。
- ※10 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の20に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、1月につき加算されます。